

生駒市訓令甲第4号

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

生駒市職員被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、数量及び貸与期間」を「及び数量」に、「、数量又は貸与期間」を「又は数量」に改める。

第7条の見出し中「返納」を「返納等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「退職、休職又は配置転換等」を「退職等」に、「所属長を経て直ちに」を「速やかに」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 市長は、返納された貸与品でなお使用に耐える見込みのあるものは、再び貸与することができる。

第8条第1項中「亡失、損傷、汚損届」を「貸与品亡失、損傷、汚損届」に、「1週間以内に」を「速やかに」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により届出があった場合において必要があると認めるときは、代替りの貸与品を貸与するものとする。

第11条中「人事担当課長」の次に「（別表第1第10項から第18項までに規定する貸与品にあつては、所属長）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条、第9条関係）

経営企画部、総務部、財務部（契約検査課検査係を除く。）、地域活力創生部

(環境保全課、清掃リレーセンター及び農林課を除く。)、福祉部、子育て健康部、デジタルイノベーション推進課、窓口DX推進室、会計課、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の職員

	貸与品	貸与対象者	数量
1	春・夏用作業服（上、下）	全ての職員（調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1
2	通年用作業服（上、下）	全ての職員（調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1
3	Tシャツ	必要と認める職員（調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1
4	雨がっぱ	必要と認める職員（調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1
5	ヘルメット	全ての職員	1
6	防寒服	次に掲げる職員のうち、必要と認めるもの (1) 広報広聴課、危機管理課及び総務課総務係の職員のうち、屋外作業に従事するもの (2) 課税課の屋外調査に従事する職員	1

		(3) 収税課の税の徴収に従事する職員 (4) 教育委員会事務局の学校建築及び文化財調査に従事する職員 (5) 生活支援課のケースワーカーに従事する職員	
7	ゴム長靴	全ての職員（幼稚園教諭及び保育士を除く。）	1
8	安全靴	必要と認める職員	1
9	空調服	必要と認める職員	1
1 0	ポロシャツ	課税課の家屋調査に従事する職員のうち、必要と認めるもの	4
1 1	衛生帽	調理業務に従事する職員	2
1 2	夏用白衣（上、下）	調理業務に従事する職員	2
1 3	冬用白衣（上、下）	調理業務に従事する職員	2
1 4	白衣（上）	栄養士、保健師及び健康又は栄養に関する業務に従事する職員のうち、必要と認めるもの	1
1 5	夏用保育服（上、下）	保育等に従事する職員のうち、必要と認めるもの	4
1 6	冬用保育服（上、下）	保育等に従事する職員のうち、必要と認めるもの	4
1 7	夏用体操服（上、下）	スポーツ振興課の職員	1

18	冬用体操服（上、下）	スポーツ振興課の職員	1
----	------------	------------	---

備考

- 1 数量は、貸与する上限とする。
- 2 貸与する期間は、使用に耐えるまでとする。ただし、ヘルメットについては、6年間（常時使用者については、3年間）とする。

別表第2（第3条、第9条関係）

財務部（契約検査課検査係に限る。）、地域活力創生部（環境保全課、清掃リレーセンター及び農林課に限る。）、建設部、都市整備部及び農業委員会事務局の職員

	貸与品	貸与対象者	数量
1	春・夏用作業服（上、下）	職務の級が6級以上の職員	2
		職務の級が5級以下の職員	4
2	通年用作業服（上、下）	職務の級が6級以上の職員	2
		職務の級が5級以下の職員	4
3	Tシャツ	職務の級が6級以上の職員	2
		職務の級が5級以下の職員	4
4	雨がっぱ	必要と認める職員	1
5	ヘルメット	全ての職員	1
6	防寒服	必要と認める職員	1
7	ゴム長靴	全ての職員	1
8	安全靴	必要と認める職員	1
9	空調服	必要と認める職員	1

備考

- 1 数量は、貸与する上限とする。
- 2 貸与する期間は、使用に耐えるまでとする。ただし、ヘルメットについては、6年間（常時使用者については、3年間）とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

		☐ 亡 失	
		☐ 損 傷	
		☐ 汚 損	
貸与品亡失、損傷、汚損届			
生駒市長 殿	届出年月日	年 月 日	
	所属長名		
	所属名及び 職名		
	氏 名		
貸与品の種類 及び数量			
亡失、損傷、 汚損の日時、 場所	年 月 日 時 ～ 時 において		
亡失、損傷、 汚損の理由			

様式第2号（第11条関係）

貸 与 品 明 細 簿

[illegible][illegible]

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の生駒市職員被服貸与規程の規定により貸与されている貸与品は、当分の間、改正後の生駒市職員被服貸与規程の規定にかかわらず、なお使用することができる。